

麦のモニタリング調査結果

H23.7.25
栃木県農政部

生産地	麦種	検査済み点数	放射性セシウム (Bq/kg)	備考
那須烏山市、那珂川町 (JAなす南管轄区域)	二条大麦	1	適合 (検出せず)	H23.7.25 調査終了
宇都宮市、上三川町、下 野市 (旧南河内町) (JAうつのみや管轄区 域)	二条大麦	1	適合 (56)	H23. 7. 15 調査終了
	小麦	1	適合 (検出せず)	H23. 7. 22 調査終了
鹿沼市、日光市、西方町 (JAかみつが管轄区域)	二条大麦	2	適合 (55~68)	H23.7.25 調査終了
栃木市、壬生町、岩舟町 (JAしもつけ管轄区域)	二条大麦	1	適合 (57)	H23. 6. 23 調査終了
	六条大麦	1	適合 (26)	H23. 7. 15 調査終了
	小麦	1	適合 (37)	H23. 7. 15 調査終了
暫定規制値			500 Bq/kg	

注1) 放射性セシウムはCs-134とCs-137の合計

2) 分析機関: 日本食品分析センター多摩研究所

※下線部は今回発表分。当該ロットの結果をもって、当該生産地の当該麦種の調査を終了
します。

その他の生産地、その他の麦種は順次調査中であり、結果がまとまり次第公表します。

これまでの調査で暫定規制値を超える麦は確認されておりません。

○ 麦の検査について

国の検査方針として、次の市町村で生産される麦については、全ての荷口(ロット)単位で検査することとしています。

①麦の出穂・開花時期の空間放射線量率が通常時の範囲を超える市町村

②土壌モニタリング調査でセシウム濃度が1,000Bq/kg以上の市町村

栃木県では、市町村区域を越えて貯蔵・保管される麦があるため、農協管轄単位ごとに次の方法で調査を実施しています。

※①又は②に該当する市町を含む農協管轄区域

(JAなすの、しおのや、かみつが、はが野、おやま、佐野)

当該区域で生産される全てのロットを調査し、それぞれの分析結果によりそれぞれの出荷の可否を判断します。

※その他の農協管轄区域

(JAなす南、うつのみや、しもつけ、足利市)

麦種ごとの代表ロットを調査し、その分析結果により区域内の当該麦種の出荷の可否を判断します。